〇登録申請書類一覧表

申請者氏名:

別紙1

	申請書類	根拠条文	備考	申請者確認欄
サー	-ビス付き高齢者向け住宅登録申請書	法第6条第1項 共同省令第4条	● 別記様式第1(登録事項等の変更の場合は、別記様式第2)○ ウェブサイトにて登録したものを打ち出して提出すること。	
添作	† 書類	•	•	
(1)	各階平面図	共同省令第7条第1号	 ○ 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り及び共同利用部分(設備等の概要等)を表示すること。また、状況把握等サービス提供者が常駐する場所を明示すること。 ○ 併設する他施設の間取り等も明示すること。 	
(2)	加齢対応構造(バリアフリー)等を表示した書類	共同省令第7条第2号 取扱要綱第3条 第3項第1号	● 事務連絡別紙2①又は2② 「加齢対応構造等のチェックリスト」(注1) ○ 各階及び各間取りの平面詳細図等、別紙2①及び2②のチェックリストに示された開口幅、段差、階段寸法、手摺位置及び高さ等が確認できる図面を添付すること。	
(3)	入居契約に係る約款	共同省令第7条第3号	● 入居契約書及びサービスに係る契約書の雛形○ 国が示した参考とすべき入居契約書を使用することが望ましい。	
(4)	住宅の管理等を委託により他の事業者に行わせる場合は、委託契約による書類	共同省令第7条第4号	 ● 該当する場合 ・委託契約書の写しなどを添付すること。	
(5)	前払金の保全措置を証する書類	共同省令第7条第5号	該当する場合・保全金額の連帯保証に関する銀行等との契約書など。	
(6)	確認済証の写し	共同省令第7条第6号 取扱要綱第3条 第3項第6号	○ 取扱要綱第2条第1項による事前協議の場合は添付不要。	
(7)	共同利用部分と居住部分を示した求積図	共同省令第7条第6号 取扱要綱第3条 第3項第3号及び第4号	● 該当する場合 ・各階平面図(食堂や台所、浴室等の共同利用部分の床面積を表示。色分けなどにより居住部分と共同利用部分等の確認ができることが望ましい。)・食堂や台所、浴室等の共同利用部分の床面積の水積図と面積表・各居住部分の面積が25平方メートル以下とする場合、共同利用部分の面積の合計が各居住部分の床面積と25平方メートルの差の合計を上回ることが必要です。	
(8)	面積算定表	共同省令第7条第6号 取扱要綱第3条 第3項第4号		
(9)	登録事項等についての説明 (高齢者住まい法第17条)	共同省令第7条第6号 共同省令第20条	事務連絡別紙3「登録事項等についての説明」(注1)○ 国が示した参考様式とすることが望ましい。	
(10)	入居契約の登録基準適合性に関する チェックリスト	共同省令第7条第6号 取扱要綱第3条 第3項第2号	事務連絡別紙4 「入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト」(注1)	
(11)	入居契約約款と別様式の場合の高齢者生活支援 サービスの提供に係る約款	共同省令第7条第6号 取扱要綱第3条 第3項第5号	 ● 該当する場合(賃貸借契約の場合) ・高齢者生活支援サービスの提供に係る約款を添付すること。	
(12)	登録申請添付書類一覧表	共同省令第7条第6号 取扱要綱第3条 第3項第7号	 別紙1「登録申請書類一覧表」※この様式です。 ここに掲げる書類が添付されている場合は、申請者チェック欄へチェックを入れ、不備がないよう確認の上、添付してください。 	
(13)	その他市長が必要と認める書類	共同省令第7条第6号 取扱要綱第3条 第3項第8号		
(14)	補助対象財産の処分等の有無 (高齢者住まい法第9条)	国住心第144号 H25年12月24日通知	補助対象財産であるサービス付き高齢者向け住宅の処分等がある場合、国 土交通大臣による承認の手続きが必要です。	
	j	1	1	└

- 注1 事務連絡別紙…「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」(厚労省・国交省H23年10月7日事務連絡をご参照ください。
- ※1 上記書類を順番に並べて申請してください。また、当該書類が添付されている場合は申請者確認欄へチェックを入れ、不備が無いよう確認の上、申請してください。
- ※2 高齢者住まい法第9条の規定による登録事項等の変更の場合、別記様式第2号による「登録事項等変更届出書」に、上記書類のうち、 記載事項が変更された書類を添付すること。(法第9条第1項、共同省令第16条第1項及び第2項)
- ※3 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(http://www.satsuki-jutaku.jp/index.php)もご参照ください。
- ※4 高齢者住まい法第5条第2項の規定による登録の更新申請の場合、登録申請書類一覧表(1)~(11)については、既に市長に提出されている 当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。